

規則

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十一号

埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則（昭和四十五年埼玉県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「主任工事検査員」の下に、「主任研究員」を加える。

別表第二地方行政機関の表地域振興センター所長の項第三号を削り、同項中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同表東部地域振興センター所長、県央地域振興センター所長、川越比企地域振興センター所長、西部地域振興センター所長、利根地域振興センター所長、北部地域振興センター所長及び秩父地域振興センター所長の項第二号専決事項の欄1中「第五条第一項」を「第五条」に、「及び」を「又は」に、「登録する」を「登録し、その旨を申請者に通知する」に改め、同欄2中「第五条第一項」を「第五条」に、「更新をする」を「更新の登録をし、その旨を申請者に通知する」に改め、同欄3中「第五条第一項」を「第五条」に、「変更登録をする」を「変更登録をし、その旨を申請者に通知する」に改め、同欄4中「旅行者等」を「旅行者又は旅行者代理業者」に改め、同欄7中「第十五条」を「第十五条第一項から第三項まで」に、「旅行者等」を「旅行者又は旅行者代理業者」に改め、同欄8中「旅行者等」を「旅行者又は旅行者代理業者」に改め、同欄9中「及び」を「又は」に、「旅行者等」を「旅行業又は旅行者代理業」に改め、同欄14を同欄20とし、同欄13中「第二十六条第五項」を「第七十条第五項」に改め、同欄13を同欄19とし、同欄12中「第二十六条第三項」を「第七十条第三項」に、「旅行者等」を「旅行者、旅行者代理業者又は旅行サービス手配業者」に改め、同欄12を同欄18とし、同欄11中「第二十六条第一項」を「第七十条第一項」に、「旅行者等」を「旅行者、旅行者代理業者、旅行サービス手配業者又は法第六十八条各号に掲げる団体」に改め、同欄11を同欄17とし、同欄10の次に次のように加える。

11 法第二十五条の規定に基づき、旅行サービス手配業者登録簿に登録し、その旨を申請者に通知すること。

12 法第二十七条の規定に基づき、旅行サービス手配業者の登録事項の変更の

- 13 届出を受理し、登録すること。
- 14 法第三十五条の規定に基づき、旅行サービス手配業者の事業の廃止等の届出を受理すること。
- 15 法第三十六条の規定に基づき、旅行サービス手配業者に対し業務の改善を命ずること。
- 16 法第三十八条の規定に基づき、旅行サービス手配業者の登録を抹消すること。
- 17 法第三十九条の規定に基づき、旅行サービス手配業者登録簿を公衆の閲覧に供すること。
- 18 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第一号委任事務の欄中28を29とし、25から27までを31から33までとし、同欄24中「特定粉じん排出者」の下に「水銀排出施設設置者」を加え、同欄24を同欄30とし、同欄23の次に次のように加える。
- 24 法第十八条の二十三第一項の規定に基づき、水銀排出施設の設置の届出を受理すること。
- 25 法第十八条の二十四第一項の規定に基づき、経過措置による水銀排出施設の使用の届出を受理すること。
- 26 法第十八条の二十五第一項の規定に基づき、水銀排出施設の構造等の変更の届出を受理すること。
- 27 法第十八条の三十一第一項において準用する法第十条第二項の規定に基づき、水銀排出施設の設置又は構造等の変更の届出をした者に対し、法第十八条の二十七に規定する期間を短縮すること。
- 28 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十一条の規定に基づき、水銀排出施設に係る届出事項の変更又は使用の廃止の届出を受理すること。
- 29 法第十八条の三十一第二項において準用する法第十二条第三項の規定に基づき、水銀排出施設に係る届出をした者の地位の承継の届出を受理すること。
- 30 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第一号委任事務の欄に次のように加える。
- 31 施行規則第十条の六の規定に基づき、水銀排出施設の設置等の届出に係る受理書を交付すること。
- 32 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第一号専決事項の欄中17を20とし、16を19とし、15を18とし、14の次に次のように加える。
- 33 法第十八条の二十六の規定に基づき、水銀排出施設の設置又は構造等の変更の届出をした者に対し、水銀排出施設の構造等に関する計画の変更又は水銀排出施設の設置に関する計画の廃止を命ずること。

- 16 法第十八条の二十九第一項の規定に基づき、水銀排出者に対し、水銀排出施設の構造等の改善又は水銀排出施設の使用の一時停止等を勧告すること。
- 17 法第十八条の二十九第二項の規定に基づき、同項に規定する者に対し、同条第一項の規定による勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号委任事務の欄中29を30とし、7から28までを8から29までとし、同欄6中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。
- 6 法第四条第二項の規定に基づき、汚染の状況の調査結果の提出を受理すること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第三号専決事項の欄2中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項第八号委任事務の欄中34を40とし、28から33までを34から39までとし、27を31とし、その次に次のように加える。
- 32 施行令第十六条の四の規定に基づき、法第十七条の二第一項の規定による届出に係る事業の廃止の届出を受理すること。
- 33 施行規則第五条の五の十一第一項の規定に基づき、熱回収に関する報告書を受理すること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号委任事務の欄中26を30とし、23から25までを27から29までとし、22の次に次のように加える。
- 23 法第十七条の二第一項の規定に基づき、有害使用済機器保管等業の届出及び当該届出事項の変更の届出を受理すること。
- 24 法第十七条の二第三項において準用する法第十八条第一項の規定に基づき、有害使用済機器の保管又は処分を業とする者に対し、必要な報告を求めると。
- 25 法第十七条の二第三項において準用する法第十九条第一項の規定に基づき、職員に事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において有害使用済機器等を無償で収去させること（本庁において当該事務を所掌する場合を除く。）。
- 26 法第十七条の二第三項において準用する法第十九条の三の規定に基づき、有害使用済機器の保管及び処分の基準に適合しない有害使用済機器の保管又は処分は処分を行った者に対し、期限を定めて、当該有害使用済機器の保管又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 別表第二地方行政機関の表環境管理事務所長の項第八号専決事項の欄中30を31とし、29を30とし、28の次に次のように加える。
- 29 施行令第五条の五の規定に基づき、熱回収を行わなくなつたとき、又は熱

回収施設の廃止、休止、再開若しくは設備の変更をしたときの届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第三号専決事項の欄1中「、第十四条の二及び第十四条の三」を「から第十四条の三まで」に改め、「川口市、」を削り、同項第八号専決事項の欄1、8、13及び14中「川口市、」を削り、同項第九号専決事項の欄1中「川口市、」を削り、「34」を「42」に改め、同欄中16及び17を削り、18を16とし、19から27までを17から25までとし、その次に次のように加える。

26 法第七十七条第一項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可すること。

27 法第七十七条第二項の規定に基づき、介護医療院の変更許可をすること。

別表第二地方行政機関の表福祉事務所長の項第九号専決事項の欄中37を42とし、28から36までを33から41までとし、27の次に次のように加える。

28 法第七十七条第六項の規定に基づき、関係市町村長に対し通知し、意見を求めること。

29 法第八十八条第一項の規定に基づき、介護医療院の許可の更新を行うこと。

30 法第九十九条第一項の規定に基づき、介護医療院の管理者となる医師の承認をすること。

31 法第九十九条第二項の規定に基づき、医師以外の者に介護医療院を管理させることの承認をすること。

32 法第一百三十三条の規定に基づき、介護医療院の開設者の住所等の変更等の届出を受理すること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号委任事務の欄中15を削り、16を15とし、17から25までを16から24までとし、同表川口保健所長、春日部保健所長、狭山保健所長及び熊谷保健所長の項地域機関の長の欄中「三〇和禰早畑」を「~~三〇和禰早畑~~」に改め、同表病害虫防除所長の項第一号事務の種類欄中「昭和二十三年法律第八十二号」の下に「。以下この項において「法」という。」を加え、同号専決事項の欄を次のように改める。

1 法第八条第一項又は第二項の規定に基づき、販売者からの届出を受理すること。

2 法第十三条第一項又は第三項の規定に基づき、農薬使用者、販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、報告を命じ、又は職員に検査のため必要な量の農薬等を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の販売若しくは使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させるこ

別表第二地方機関の表農林振興センター所長の項第一号専決事項の欄7中「基づき」の下に「、農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項の都道府県機構の意見を聴いて」を加え、同項第四号専決事項の欄3中「（昭和二十六年法律第八十八号）」を削り、同項第十二号事務の種類欄中「農林物資の規格化等に関する法律」を「日本農林規格等に関する法律」に改め、同号専決事項の欄1中「第二十条第三項」を「第六十五条第四項」に、「製造業者等」を「取扱業者」に改め、同欄2中「第二十一条の二第一項」を「第七十条第一項」に改め、同欄3中「第二十一条の二第二項」を「第七十条第二項」に改め、同項中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、同項第十八号専決事項の欄24中「第百十三条の二第一項」を「第百十三条の三第一項」に改め、同号を同項第十七号とし、同項中第十九号を第十八号とし、第二十号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十四号専決事項の欄中「第十七条の二十七第四項」を「第十七条の二十六第四項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十五号を同項第二十四号とし、同表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長、川越農林振興センター所長及び本庄農林振興センター所長を除く。）の項第一号事務の種類欄中「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例」を「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例」に改め、同号委任事務の欄1中「第三条第一項及び第二項」を「第三条」に改め、同欄4を削り、同欄5中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄に次のように加える。

5 条例第八条第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定により徴収する特別徴収金の額その他当該特別徴収金の徴収に関し必要な事項を通知すること。

別表第二地方機関の表農林振興センター所長（さいたま農林振興センター所長、川越農林振興センター所長及び本庄農林振興センター所長を除く。）の項第二号委任事務の欄1中「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同欄2中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項又は第八十八条第六項若しくは第十八項」に改め、同号専決事項の欄中18を19とし、15から17までを16から18までとし、同欄14中「第百十三条の三」を「第百十三条の四」に改め、同欄14を同欄15とし、同欄13中「第百十三条の二第三項」を「第百十三条の三第三項」に改め、同欄13を同欄14とし、同欄12の次に次のように加える。

13 法第百十三条の二第四項及び第六項の規定に基づき、県営土地改良事業に

おいてみなし三条資格者等から代表者の選任通知又は解任通知を受理すること。

別表第二地方機関の表農村整備計画センター所長の項第二号事務の種類の欄中「埼玉県営土地改良事業分担金徴収条例」を「埼玉県営土地改良事業分担金及び特別徴収金徴収条例」に改め、同号委任事務の欄1中「第三条第一項又は第二項」を「第三条」に改め、同欄4を削り、同欄5中「第八条第一項又は」を「第七条第一項及び」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄に次のように加える。

5 条例第八条第三項の規定に基づき、同条第一項及び第二項の規定により徴収する特別徴収金の額その他当該特別徴収金の徴収に関し必要な事項を通知すること。

別表第二地方機関の表県土整備事務所長の項第八号委任事務の欄1中「第五十八条の十二」を「第五十八条の十三」に改め、同表朝霞県土整備事務所長、北本県土整備事務所長、川越県土整備事務所長、飯能県土整備事務所長、東松山県土整備事務所長、秩父県土整備事務所長、熊谷県土整備事務所長、行田県土整備事務所長及び杉戸県土整備事務所長の項及び越谷県土整備事務所長の項を削り、同表建築安全センター所長の項第三号委任事務の欄3中「第三十一条の二第二項第十五号ハ又は第六十二条の三第四項第十五号ハ」を「第三十一条の二第二項第十四号ハ又は第六十二条の三第四項第十四号ハ」に改め、同欄4中「第三十一条の二第二項第十六号ニ又は第六十二条の三第四項第十六号ニ」を「第三十一条の二第二項第十五号ニ又は第六十二条の三第四項第十五号ニ」に改め、同表に次の一項を加える。

<p>長 一 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第五条第一項の規定に基づき、公園管理者以外の者に公園施設の設置又は管理の許可をし、及び許可事項の変更を許可すること。</p> <p>2 法第五条の十の規定に基づき、工作物の管理について協議し、管理方法を定め、その内容を公示する</p>
---	---

	<p>二 埼玉県都市公園条例(昭和三十六年埼玉県条例第三十八号。以下この項において「条例」という。)の施行に関する事務</p>
<p>3 法第六条第一項及び第三項の規定に基づき、都市公園の占用を許可し、及び許可事項の変更を許可すること。</p> <p>4 法第九条の規定に基づき、国の行う事業のための都市公園の占用について協議すること。</p> <p>5 法第十条第二項の規定に基づき、都市公園の原状の回復等について必要な指示をすること。</p> <p>6 法第二十七条の規定に基づき、監督処分をすること。</p>	<p>1 条例第九条第一項及び第三項の規定に基づき、同条第一項各号に掲げる行為を許可し、許可事項の変更を許可し、及び許可に係る行為について条件を付すこと。</p> <p>2 条例第十条の規定に基づき、利用を許可し、許可事項の変更を許可し、許可に</p>

係る利用について条件を付し、並びに供用日及び供用時間を定めること。

3 条例第十二条の規定に基づき、遵守事項を定め、及び管理上必要な指示をすること。

4 条例第十三条第一項の規定に基づき、条例第九条第一項及び第十条第一項の規定に基づく許可に係る行為若しくは利用の条件を変更し、若しくは行為若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すこと。

5 条例第十六条の規定に基づき、立入りを禁止し、又は退去を命ずること。

6 条例第十八条の規定に基づき、使用料を減額し、又は免除すること。

7 条例第二十四条第二項の規定に基づき、指定管理者の名称又は主たる事務所の所在地の変更の届出を受理すること。

	<p>8 条例第三十条の規定に基づき、利用料金の減額又は免除の承認をすること。</p>	
<p>三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下この項において「法」という。）の施行に関する事務</p>	<p>1 法第三十四条第一項の規定に基づき、計画を作成し、都市公園特定事業を実施すること。</p> <p>2 法第三十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、意見を聴くこと。</p> <p>3 法第三十四条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、協議すること。</p> <p>4 法第三十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、公表し、送付すること。</p> <p>5 法第三十八条第二項の規定に基づき、通知（都市公園特定事業に係るものに限る。）を受理すること。</p> <p>6 法第三十八条第三</p>	

	<p>項の規定に基づき、 勧告（都市公園特定 事業に係るものに限 る。）をすること。 7 法第三十八条第四 項の規定に基づき、 移動等円滑化のため に必要な措置（都市 公園特定事業に係る ものに限る。）をと るべきことを命ずる こと。</p>	

別表第二公の施設の表大宮公園事務所長の項第一号委任事務の欄2中「第五
の二第一項及び第二項」を「第五条の十」に改め、同項第二号委任事務の欄1中
「（戸田公園漕艇場においてモーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四
十二号）に基づくモーターボート競走法（昭和三十二年法律第二百四
十号）の規定中「（戸田公園漕艇場においてモーターボート競走法に基づくモ
ーターボート競走法を行う場合に限る。）」を削る。

第二条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正
する。

別表第二地方行政機関の表児童相談所長の項第一号委任事務の欄21中「第三十
三条第七項」を「第三十三条第九項」に改め、同欄22中「第三十三条第九項」を
「第三十三条第十一項」に改める。

第三条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正
する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号委任事務の欄中24を26とし、20
から23までを22から25までとし、同欄19中「第二十四条」を「第二十四条第一項、
第二十四条の二」に改め、同欄19を同欄21とし、同欄中18を20とし、17を19とし、
16の次に次のように加える。

17 法第二十四条の二第一項の規定に基づき、病院、診療所又は助産所の開設
者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを命ずること。

18 法第二十四条の二第二項の規定に基づき、開設者に対し、期間を定めて、
その開設する病院、診療所又は助産所の業務の全部又は一部の停止を命ずる

こと。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第一号専決事項の欄1及び2中「行つた」を「した」に改め、同欄4中「又は」を「若しくは」に、「命ずる」を「命じ、又は当該職員に、当該病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所その他当該病院、診療所若しくは助産所の運営に係のある場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改める。

第四条 埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号委任事務の欄10中「第七条の二」を「第七条の二第一項」に、「営業の」を「旅館業の」に改め、同欄中13を15とし、12を14とし、同欄11中「対し、」の下に「一年以内の」を加え、「営業の」を「旅館業の全部又は一部の」に改め、同欄11を同欄13とし、同欄10の次に次のように加える。

11 法第七条の二第二項の規定に基づき、営業者に対し、公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

12 法第七条の二第三項の規定に基づき、旅館業を営む者（営業者を除く。）に対し、旅館業の停止その他公衆衛生上又は善良の風俗の保持上必要な措置をとるべきことを命ずること。

別表第二地方行政機関の表保健所長の項第十四号専決事項の欄を次のように改める。

- | |
|--|
| <p>1 法第七条第一項の規定に基づき、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> <p>2 法第七条第二項の規定に基づき、旅館業を営む者（営業者を除く。）その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該職員に旅館業の施設に立ち入り、検査させ、若しくは関係者に質問させること。</p> |
|--|

別表第二地方行政機関の表保健所長の項に次の一号を加える。

<p>四十五 住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下この項において「法」と</p>	<p>1 法第十五条の規定に基づき、住宅宿泊事業者に対し、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置（法第五条に規定する措置</p>
--	--

いう。)の施行に
関する事務

に係るものに限る。)をとる
べきことを命ずること。

2 法第十七条第一項の規定
に基づき、住宅宿泊事業者に
対し、その業務に関し報告を
求め、又は職員に届出住宅そ
の他の施設に立ち入り、検査
させ、若しくは関係者に質問
させること(法第五条に規定
する措置に係るものに限
る。)

3 法第四十一条第二項の規
定に基づき、住宅宿泊管理業
者に対し、業務の方法の変更
その他業務の運営の改善に
必要な措置(法第五条に規定
する措置に係るものに限る。)
をとるべきことを命ずるこ
と。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定 平成三十年四月二日
- 二 第三条の規定 医療法等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五十七号)の施行の日
- 三 第四条の規定 平成三十年六月十五日